

令和元年度

包括外部監査結果等に対する措置計画

盛岡市

【目次】

1 委託事業にかかる財務事務の執行について

(1) 市長公室

① 結果分	1
-------	---

(2) 総務部

① 結果分	2
-------	---

② 意見分	3
-------	---

(3) 財政部

① 結果分	9
-------	---

② 意見分	10
-------	----

(4) 市民部

① 結果分	12
-------	----

② 意見分	14
-------	----

(5) 環境部

① 結果分	16
-------	----

② 意見分	18
-------	----

(6) 保健福祉部

① 意見分	21
-------	----

(7) 子ども未来部

① 意見分	25
-------	----

(8) 商工観光部

① 結果分 33

(9) 農林部

① 結果分 35

② 意見分 36

(10) 建設部

① 結果分 39

② 意見分 41

(11) 都市整備部

① 結果分 45

② 意見分 46

(12) 教育委員会

① 結果分 48

② 意見分 49

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市長公室

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
37	<p>広報もりおか等配布業務委託【結果01】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の積算根拠について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>1 回目の見積り合わせの際に計算要素とした配布予定部数が、2 回目の見積り合わせの時と異なっていた。決定した予算価格の設定根拠には、結果的に配布部数は影響していないが、入札の状況や市の選択次第では予定価格が不適正なものとなっていた可能性がある。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>予定価格の設定根拠における計算要素については、正確な数値を用いるよう注意する必要がある。</p>	<p>見積り合わせにおける予定価格の設定根拠については、令和元年度の契約に係る見積り合わせから、予算要求時の予定部数ではなく、配布対象地域を確定させた上での最新の予定部数を使用しております。</p> <p>今後も、予定価格の設定の根拠となる計算要素について、適正な取扱いに努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（広聴広報課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
39	<p>情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託【結果02】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>随意契約見積通知書における見積書提出日の誤りについて</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>随意契約を執行するに当たって、見積りを依頼した事業者に対し随意契約見積通知書により、随意契約見積対象事項、契約期間、見積書提出の日時及び場所等を通知している。しかしながら、当該年度における通知書では、見積書提出日が平成30年3月31日となっているが、正しくは平成30年3月28日である。なお、実際の見積書徴取日は平成30年3月28日であった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>今後は、見積書提出日を正しく記載する必要がある。</p>	<p>事業者に対し通知する文書等について、複数人での確認を行うなど、記載内容の精査に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（情報企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
40	<p>情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託 【意見01】 3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性 (1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>保守対象の明示について 【現状の問題点】 仕様書上において、具体的な保守対象が明らかになっていない。 これは、本契約の対象となる仮想化環境を構築導入した事業者との一者随意契約であることから、仕様書上明示せずとも保守対象を共有できているとの判断に起因していると考えるが、当該契約は、仮想化環境の構築導入とは別個の契約である。</p> <p>【解決の方向性】 保守対象となる個別具体的な機器名や設置先、数量などを仕様書上、明示する必要がある。</p>	<p>業務を委託するにあたり、業務内容に齟齬が生じないように、保守対象となる機器名、数量などを具体的に記載するよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（情報企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
41	<p>情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託 【意見02】 2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>請求遅延について 【現状の問題点】 委託先事業者から業務実施報告書が毎月末に提出され、市が同日付けで業務完了確認を行い、委託先事業者から市に対して委託料の請求が行われる流れであったが、ひと月以上遅れて委託料の請求を行っている請求遅延の月があった。</p> <p>【解決の方向性】 今後は、請求遅延がないか留意するとともに、請求遅延があれば、繰り返し請求を促すといった対応を行うことが望ましい。</p>	<p>業務完了後、請求書の速やかな提出を促し、請求遅延が発生しないように努めてまいります。また、事業者からの請求について、随時確認を行い、請求遅延が発生した場合は、繰り返し事業者に請求を促すように努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(情報企画課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
43	<p>住民基本台帳ネットワークシステム運用等事務委託【意見03】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の妥当性の検証について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本委託契約の予定価格は、受注者からの参考見積書をもとに設計され、内訳書に詳細が示されているが、その内訳書の内容が適切か否か等について、受注者以外から参考見積書を徴し確認する等十分な検証がなされていない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>予定価格の設計に当たっては、複数の参考見積書を徴すなどして、予定価格の妥当性の検証を行うとともに、その検証過程を記録し、事後的にも予定価格の妥当性を明らかに出来るようにする必要がある。</p>	<p>当該システムは、住民記録システムと一体の運用を前提としており、他ベンダーへの見積もり徴取にあたっては、窓口システム全体の見直しを含めた検討が必要であり、システムの安定稼働等を考慮し、一定期間（5年から10年）ごとに複数のシステムを比較検討し、システム全体の見直しを図るなど、システムの適正化に努めてまいります。</p> <p>また、予定価格の設計にあたり、事業内容を検証、精査し、予定価格の妥当性を明らかにした上で事業を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（情報企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
45	<p>住民記録システム管理運用事務等委託【意見04】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の妥当性の検証について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本委託契約の予定価格は、受注者からの参考見積書をもとに設計され、内訳書にその詳細が示されているが、その内訳書の内容が適切か否か等について、受注者以外から参考見積書を徴し確認する等十分な検証がなされていなかった。</p> <p>また、機器更新のタイミング（5年に1回程度）で他者から参考見積書を徴しているが、当該年度の契約においては、参考見積書を徴していなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>予定価格の設計に当たっては、複数の参考見積書を徴すなどして、予定価格の妥当性の検証を行うとともに、その検証過程を記録し、事後的にも予定価格の妥当性を明らかに出来るようにする必要がある。</p>	<p>当該システムは、住民基本台帳の管理のほか、税・福祉システムの基幹部分を担っていることから、連携する業務システムの見直しなどを含めた検討が必要となり、システムの安定稼働等を考慮し、一定期間（5年から10年）ごとに複数のシステムを比較検討し、システム全体の見直しを図るなど、システムの適正化に努めてまいります。</p> <p>また、予定価格の設計にあたり、事業内容を検証、精査し、予定価格の妥当性を明らかにした上で事業を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（情報企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
48	<p>被災者支援総合交付金事業業務委託【意見05】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(2) 業務の実績報告について</p> <p>仕様書に定めた業務単位での業務報告の明瞭化について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>同一事業者が受託した三つの事業について、いずれの事業も、もりおか復興支援センターを拠点として実施されていることから、実質的に一つの事業と認識されているため、業務実績報告書が当該センターの事業実績を一つにまとめたものとなっており、三つの事業ごとに区分された内容になっていない。そのため、委託先事業者が各事業ごとに締結した契約の仕様書に定められた業務を、適切に実施しているか明瞭に確認できない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>月間業務報告は、委託契約ごとにその実績を示す形態に早急に変更するとともに、年度終了後においては、年間の業務実績を集計した報告を改めて求める等、委託業務の実績を明瞭に示す形態の業務報告とすることが望ましい。</p>	<p>月間業務報告は、委託契約ごとに仕様書に定める業務委託内容の実施状況が明らかとなるよう、見直しを行ってまいります。</p> <p>(危機管理防災課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
51	<p>平成30年度盛岡市避難場所標識整備業務委託【意見06】</p> <p>1 事業の有効性 (1) 事業の有効性について</p> <p>市としての整備スケジュールの策定について</p> <p>【現状の問題点】 避難場所標識の整備スケジュールについて、平成29年度から令和5年度までに193箇所の整備（既設標識の更新及び未整備箇所への新設）を行うものとしているが、これまでの実績は年に10箇所程度の既設標識の更新にとどまっていることから、令和5年度までに整備が完了することは困難なものと考えられる。</p> <p>【解決の方向性】 予算が限られている状況だが、防災対策として重要性を有するものでもあると考えるため、改めて整備スケジュールの見直し等の着実な事業執行に向けた検討が必要と考える。</p>	<p>事業財源確保に向け、引き続き国庫補助制度及び地方債等適用有無の確認を行うとともに、他の防災対策事業との実施優先度を勘案し、整備スケジュールの見直し等の検討を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（危機管理防災課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
54	<p>平成30年度盛岡市納税推進センター運營業務委託【結果03】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(2) 業務の実績報告について</p> <p>月報及び年報の提出者について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>委託先事業者は、実績報告として月報及び年報を市に対して提出するよう仕様書で定められているが、月報及び年報の提出者名が契約書記載の契約者名と同一ではなく、押印もなされていなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>事業報告として提出される月報及び年報は、契約者により提出されるべきであるため、契約書記載の契約者名を記載させるとともに、契約印を押印の上、提出を求める必要がある。</p>	<p>事業報告として提出される月報及び年報について、責任の所在を明確にするため、契約者名の記載及び契約印を押印の上、提出するよう求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
54	<p>平成30年度盛岡市納税推進センター運營業務委託【意見07】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>プロポーザル実施要綱における契約更新条件の明示について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>当該業務委託については、3年ごとに実施している公募型プロポーザルにより受託した事業者が「業務実績が良好であること」を理由として、随意契約により2回契約を更新しているが、「業務実績が良好であること」のみをもって一者随意契約とすることは適切ではない。（何らかの適切な理由により契約を更新することについては、事務の効率性を考慮すると合理的な実務上の取扱いといえる。）</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>公募型プロポーザルの実施時に、たとえば、「業務委託が適正かつ円滑に実施されていると認められる場合は、市の予算措置及びその他指示事項を条件として、引き続き1年間更新する。更新は2回を限度とする。」といったように、プロポーザル実施要綱で契約更新条件を明示する必要がある。</p>	<p>当該業務については、今後委託範囲や契約手法の見直しを行う過程において、公募型プロポーザルの実施要綱の精査を含め、合理的で適切な契約事務を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
55	<p>平成30年度盛岡市納税推進センター運營業務委託 【意見08】 1 事業の有効性 (1) 事業の有効性について</p> <p>客観的な評価基準の設定について 【現状の問題点】 更新時に一者随意契約を行うための根拠として、業務実績の良好性を確認する業務委託評価シートが設けられているが、その評価項目が、仕様書の項目に従って設定されているため、仕様書どおりの業務履行をするだけで評価を受けることができってしまうことから、評価区分として適切に機能していない。</p> <p>【解決の方向性】 客観的な評価基準の設定について、良好であるか否かを判断するにあたっては、できるだけ客観的な目標を成果として設定することが必要であり、その目標値の達成状況によって、評価すべきである。</p>	<p>当該業務の更新に当たっての評価基準については、令和2年度の契約から契約段階において数値化できる客観的な指標も定め、評価を行うことを検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
57	<p>盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託【結果04】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>委託取扱要領の記載誤りについて</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>委託取扱要領の中で、委託事業の内容に委託することできない行政処分に関する事項が含まれており、一方で仕様書においては、委託業務の内容として、行政処分に関する事項の補助業務を行う旨の記載があることから、委託取扱要領の記載に誤りがあるものと考えられる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>委託取扱要領の記載誤りを修正する必要がある。</p>	<p>監査結果に基づき、委託取扱要領の改正を行ってまいります。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
57	<p>盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託【結果05】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>減免申請理由の記載の徹底について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市立学校校舎等を使用する際の使用料については、減免申請書の提出により使用料の減免を行っている。しかし、減免申請書において減免申請理由の記載がないものが多数見受けられた。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>減免理由に該当することを明確にするためにも、減免申請理由の記載の徹底を図る必要がある。</p>	<p>年度当初に副校長会議で学校開放事業について説明する際、減免申請書の確認方法等を丁寧に説明するとともに、月次報告の際に申請書の受理状況を都度チェックすることといたします。</p> <p>また、減免申請書にあらかじめ減免申請の理由を選択でき、かつ営利目的ではない使用である旨を含めた減免理由を明確にするよう減免申請書の様式を変更・統一することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
58	<p>盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託【意見09】</p> <p>2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>減免理由に該当することの確認について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市立学校校舎等を使用する際の使用料の減免理由については、具体的には、「体育に使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）」に該当するものとしているが、減免申請書ではその使用が営利目的か否かの判定を行うことが困難である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>減免理由に該当することを明確にするためにも、営利目的の有無については、確認を行う必要がある。たとえば、減免申請書に、参加料を徴収しない旨を記載させるなどの方法により、減免理由に該当することを明確に確認する必要がある。</p>	<p>年度当初に副校長会議で学校開放事業について説明する際、減免申請書の確認方法等を丁寧に説明するとともに、月次報告の際に申請書の受理状況を都度チェックすることといたします。</p> <p>また、減免申請書にあらかじめ減免申請の理由を選択でき、かつ営利目的ではない使用である旨を含めた減免理由を明確にするよう減免申請書の様式を変更・統一することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
59	<p>盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託【意見10】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(2) 業務の実績報告について</p> <p>支出内容の妥当性の検証について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>収支精算書の支出の部の説明欄の記載が不足していることにより、支出内容の妥当性の検証ができていない。</p> <p>また、全ての収支精算書において、委託取扱要領の委託額が90,000円以内とするところを支出額が90,000円丁度であった。端数調整等を行わない限り、現実的にはあり得ないと考える。そのほか、予算書と使途が大きく異なっていた事例もあった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>支出内容を確認するために、説明欄の記載を充実させたり、支出金額を確認するために、領収書や通帳の写しの添付を求めたりする方法などを検討し、支出の妥当性の検証をより確実に行う必要がある。</p>	<p>委託取扱要領における委託料の対象に「学校体育施設の管理運営に要する経費」を加え、より実態に即した規定に修正するとともに、当該経費の内容を説明欄に記載させるほか、必要に応じて証拠書類の提出を求めるなど、対象外経費が含まれていないことを確認することといたします。</p> <p>また、当該委託契約は、90,000円の総額契約を意図していることから、委託取扱要領における委託料について、「90,000円以内」から、「90,000円」に規定を修正することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
68	<p>平成30年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託【結果07】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性 (1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>成果品について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>成果品について、業務完了後の提出書類として仕様書に明記されている「今後の運転作業マニュアル（案）」（以下、「マニュアル（案）」という。）が提出されていないため、速やかに委託先事業者よりマニュアル（案）を入手する必要がある。また、仕様書の中の業務の内容として「マニュアル（案）の作成」が明記されていなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>マニュアル（案）の作成を確実に履行させるためにも、仕様書中の業務の内容としてもマニュアル（案）の作成を明記すべきである。</p>	<p>「今後の運転作業マニュアル（案）」の平成30年度分について入手しました。</p> <p>令和元年度についても、業者に対して改めて仕様書の内容について説明し、確実に提出させることといたします。</p> <p>令和2年度は、仕様書中の業務内容としても明記することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（リサイクルセンター）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
63	<p>定期点検整備業務委託【結果06】</p> <p>1 事業の有効性</p> <p>(2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>再委託の承諾について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>再委託の承諾をする際、市は委託先事業者から、再委託内容、再委託業者のリストを入手し、リストの記載内容の確認を行ない、再委託の承諾をしている。しかし、再委託に関する、契約書、注文書（注文請書）等の入手はしていなかった。また、再委託を承諾する理由について、文書化されていなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>再委託が必要となる合理的な理由を検討し、その合理的な理由を文書化した上で承諾すべきである。</p>	<p>委託先事業者が再委託を行う際は、再委託内容や再委託業者名のほか再委託予定金額及び再委託が必要となる理由を記載した再委託承諾願を提出させ、再委託予定金額が妥当であり、かつ、再委託が必要となる理由が合理的であると認められる場合は、承諾の理由及び条件を文書により付した上で再委託を承諾することといたします。また、契約書や注文書等を添付した再委託届を提出させ、再委託契約が適正に行われていることを確認することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（クリーンセンター）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
66	<p>家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（a地区）</p> <p>【意見12】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>入札書に添付される内訳書について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>指名競争入札に際し、入札金額の内訳が記載された内訳書が添付されるが、その内訳書の中で各項目別の算出根拠や内訳を記載する欄が未記入の事業者が半数以上いた。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>内訳書について、算出根拠の記載は、記入がないからといって入札が無効になるわけではないが、市としても算出根拠を分析し、検証を実施し、市の設計額の積算に役立て、本事業の経済性を高めるためにも、算出根拠の記入を強く促すよう努めるべきである。</p>	<p>本事業の経済性を高めるため、指名競争入札に際し、入札事業者へ口頭のみで求めていた入札金額の内訳書の提出を指名競争入札通知書に明記した上で、積算根拠の記入漏れがない内訳書を提出させることといたします。</p> <p>(収集センター)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
68	<p>平成30年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託【意見13】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>見積書の審査について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>予定価格の積算にあたっては、委託先事業者から入手した見積書の金額を参考にしているが、その見積額に0.9を乗じた金額が見積審査額として明記されており、0.9を乗じた根拠については文書化されていなかった。</p> <p>また、本事業は業務実績も良好であることから一者随意契約が継続されているが、見積書は委託先事業者からのみ入手している状況であり、現状においては契約金額の客観性が担保されているとはいえない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>事後の事業の検証可能性確保のためにも、0.9を乗じた根拠を文書化すべきである。また、見積書は複数から入手し、契約金額の客観性を確保すべきである。</p>	<p>当該業務委託の見積書の内訳内容として、主に人件費とその他諸経費であったため、より正確な内訳の見積書の提出を求めるとともに、見積審査額の根拠について文書化することといたします。</p> <p>また、一者随意契約ではなく、盛岡市財務規則に基づき複数から見積書を徴取することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（リサイクルセンター）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
62	<p>焼却残灰等運搬業務委託【意見11】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>見積書に添付される内訳書について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>随意契約の見積り合わせに際し、見積金額の内訳が記載された内訳書が添付されるが、その内訳書の中で各項目別の算出根拠や内訳を記載する欄が未記入の事業者があった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>内訳書について、算出根拠の記載は、記入がないからといって見積り合わせが無効になるわけではないが、市としても算出根拠を分析し、検証を実施し、市の設計額の積算に役立て、本事業の経済性を高めるためにも、算出根拠の記入を強く促すよう努めるべきである。</p>	<p>本事業の経済性を高めるため、随意契約の見積り合わせに際し、見積事業者へ口頭のみで求めていた見積金額の内訳書の提出を随意契約見積通知書に明記した上で、算出根拠の記入漏れがない内訳書を提出させることといたします。</p> <p style="text-align: right;">（クリーンセンター）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
73	<p>地域活動支援センター I 型事業業務委託【意見 14】</p> <p>1 事業の有効性 (1) 事業の有効性について</p> <p>委託業務の評価について</p> <p>【現状の問題点】 本事業の中の都南文化会館調理室実施分については、参加人数が著しく少なく、委託料に対する十分な効果が得られているのか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 参加人数等についての当初目標を設定し、他市の類似事業の実施状況について情報収集することや、盛岡市内地域活動支援センターの情報交換会を開催し、運営改善の方策等について情報収集し、当所の事業運営に生かすべきである。</p>	<p>地域活動支援センター I 型事業の都南文化会館調理室実施分は、関係者からの要望で平成30年度から開始したものでありますが、周知が不十分であったことから、令和2年度実施分については、市の広報紙等の広報媒体を活用し、広く周知を図ることといたします。</p> <p>また、令和3年度以降については、令和2年度に実施する盛岡市障がい福祉実施計画（第6期）策定時に、本事業の是非も含めて検討することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（障がい福祉課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
73	<p>地域活動支援センター I 型事業業務委託【意見 15】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>委託先事業者の選定理由について</p> <p>【現状の問題点】 契約執行時の伺い文において、一者随意契約における選定理由が「当該事業の受託実績があり、円滑な事業運営が可能な法人である」とあるが、当該理由では他に事業運営が可能な法人があり得ると考えられる。</p> <p>【解決の方向性】 業者選定理由を明確にし、一者随意契約の正当性を伺い文に明記すべきである。</p>	<p>地域活動支援センター機能強化に係る補助を受けるためには、事業者が指定相談支援事業所で、かつ、委託相談事業者であることが条件とされており、地域活動支援センター I 型を受託できる施設と人員を満たす法人は、現在、当該法人一者のみであることから、根拠法令等を含め随意契約の正当性を、伺い文に記述することといたします。</p> <p>(障がい福祉課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
74	<p>地域活動支援センター I 型事業業務委託【意見 16】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性 (2) 業務の実績報告について</p> <p>委託事業の収入及び支出の内容把握について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市は、収入及び支出の内容把握に関し、委託先事業者から収入・支出の内訳資料を入手しているが、収入合計及び支出合計が同額になっており、支出金額が実態を表わしているものかが不明である。</p> <p>また、支出額の中に「退職引当金」が含まれており、本事業に直接関係するものとは考えられない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>委託先事業者から入手する収入・支出の内訳を精査し、事業の評価及び委託料への反映を検討すべきである。</p>	<p>委託先に提出させている収入・支出の内訳資料は、市が支出する委託料がどのように使われているか確認するために提出させているものです。</p> <p>ただし、今回問題とされた退職引当金については、委託事業会計ではなく法人会計から支出することが妥当とも考えられることから、今後においては、あらかじめ経費として認められる費目を示し、事業者を確認させることといたします。</p> <p>また、必要に応じて実地確認を行うものといたします。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
76	<p>平成30年度敬老バス運行業務委託（単価契約） 【意見17】 3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性 (1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>敬老バスの使用回数の明示について 【現状の問題点】 敬老バスの使用回数を年2回として運用しているが、敬老バス使用要綱に明示されていない。また、現在236の老人クラブがあることから、使用機会の公平性や予算上の都合等を考慮すると、年2回が妥当か否かが疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 使用回数の妥当性について再検討する必要がある。その上で、敬老バス使用要綱に使用回数に関することを明示する必要がある。</p>	<p>現行の使用回数の妥当性につきましては、予算内での公平な利用の機会の確保に考慮するとともに、利用団体の安定した活動源として定着している状況も踏まえ検討し、使用回数を敬老バス使用要綱に明示することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
78	<p>ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託【意見18】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>委託先事業者の選定について</p> <p>【現状の問題点】 委託先事業者の選定について、事業内容に記載されたコンサルティング事業を実施している事業者は他に見られないわけではなく、平成30年度の委託先事業者が代替不能な存在とは言い難い。少なくとも、他に実施可能な事業者がないことは一般競争入札等を実施しなければわからないはずである。</p> <p>【解決の方向性】 契約方法が一者随意契約であることは経済性に問題があるうえ、将来的には業務の水準にも良い影響を与えないと思われる。他の事業者に本事業に参加する機会を与えるべく一般競争入札等による委託先事業者の選定を行うべきである。</p>	<p>今後は、経済性及び民間事業者の創意工夫や専門性を生かしたより効果的な業務水準の確保に配慮して、複数の事業者を対象に一般競争入札又は公募を実施し、委託先事業者を選定することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（子ども青少年課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
78	<p>ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託【意見19】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>契約金額の妥当性について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>契約方法が一者随意契約であり，予定価格の積算方法は委託先事業者からの参考見積りを基にしている。そして，その委託先事業者から提出された参考見積りの金額がほぼそのまま採用されて予定価格になっており，契約金額が妥当であるかどうかは一切担保されないこととなる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>最も適切な方法は競争入札の採用であるが，次善の策としては，複数の事業者から参考見積りを徴取することである。</p> <p>しかし，一者随意契約を前提にしているような事業では，他の事業者が参考見積りを提示することをためらう可能性も十分に考えられるため，このような場合は，市が委託先から本事業にかかる支出の情報を入手し，契約金額の妥当性をチェックし，来年度以降の契約金額の妥当性を検証することが唯一残された方法である。</p>	<p>契約金額の妥当性を確保するため，今後は，複数の事業者を対象に参考見積りを徴取することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（子ども青少年課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
81	<p>もりおか子育て応援プラザ運営業務委託【意見20】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>契約更新条件の明示について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本事業の委託先事業者は、公募プロポーザルにおいて運営団体として選考され、その後は当該事業者との間で每期随意契約を締結しており、このため他の事業者による代替可能性について十分な検討が行われていないということになる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>毎年度の公募型プロポーザル方式による選考が、事務の効率性を考慮すると実務的ではないともいえることから、他の事業者が契約できる機会に配慮しつつ、実務的な取扱いを優先するのであれば、例えば、公募型プロポーザルの実施時に「業務委託が適正かつ円滑に実施されていると認められる場合は、市の予算措置及びその他指示事項を条件として、引き続き1年間更新する。更新は2回を限度とする。」等、プロポーザル実施要綱で契約更新条件を明示する必要がある。</p>	<p>令和2年度の委託先事業者の選定においては、公募型プロポーザルを実施することといたしました。</p> <p>今後は、本市の指定管理者制度の運用の方針に準じて、定期的に公募型プロポーザルを実施するものいたします。</p> <p style="text-align: right;">（子ども青少年課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
83	<p>私立児童福祉施設等運営事業委託【意見21】</p> <p>1 事業の有効性</p> <p>(1) 事業の有効性について</p> <p>委託内容の定期的な確認について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市は、母子生活支援施設に対して運営費を委託料として支弁し、委託先事業者は監護している者にかかる状況を必要な都度市に報告するが、市は、委託先事業者から定期的かつ能動的に情報収集を行っておらず、主に委託先事業者からの情報提供や、監護されている者と年に一度面談をするにとどまっている。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>市は監護されている者にかかる情報を積極的に収集するとともに、市の関係部署と連携を取り、さらなる母子生活支援を充実させるべきである。</p>	<p>今後は、監護している者の生活状況の変化に応じ適切な情報収集を行うため、1年に2回の面談を行うことを基本としながら、委託先事業者との連絡の頻度を増やし、適切な支援方針の検討につなげ、対象世帯の早期の自立の促進に努めてまいります。</p> <p>(子ども青少年課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
83	<p>私立児童福祉施設等運営事業委託【意見22】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>適切な予算の分類項目について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本事業において、母子生活支援施設は、母子の保護を前提に設置されるものであること、支弁する費用の主旨は扶助費的な意味合いであること、及び厚生省社会局長通知により、契約書の取り交わしを省略する事務を行ってきた。このことから、本事業における契約は、その基本的な性格として、民間の法人や個人が取り交わすいわゆる請負や委託事業にかかる契約とは趣旨が異なるものであり、これらを想起させる13節の委託料という節区分を用いることは穏当でない可能性がある。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>事業の本旨や性格を考慮して、節区分としては20節の扶助費を用いることを検討されたい。</p>	<p>令和2年度から、扶助費として支出するよう取扱いを改めることといたします。</p> <p>(子ども青少年課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
85	<p>病児・病後児保育事業委託【意見23】</p> <p>1 事業の有効性</p> <p>(1) 事業の有効性について</p> <p>病児保育施設の稼働状況について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>比較的稼働率が高く、その日の受け入れ可能人数を超え、満員による「お断り」が発生している施設がある。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>本事業の本来の目的にある「安心して子育てができる環境の整備を図り、もって児童の福祉の増進に資する」ためには、利用者が適時適切にサービスの提供を受けられるように施設の改修などにより、満員によるお断りが多く発生する状況を改善すべきである。</p>	<p>病児保育事業実施事業者から受入れの状況等を改めて確認し、受入れ体制等について意見交換のうえ、必要な対応を検討してまいります。</p> <p>(子育てあんしん課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
86	<p>病児・病後児保育事業委託【意見24】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(2) 業務の実績報告について</p> <p>病児・病後児保育事業者（体調不良児対応型）の収支状況について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>事業者の収支状況については、収支精算書入手し把握しているが、当該事業者のうち、事業者の判断で看護師を多めに配置するケースがあるため、これに係る人件費が増加し、委託料で増加分の人件費を十分に賄えていない施設がある。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>十分なサービスの提供に必要な人件費が「十分に賄える委託料となっているか」、また「看護師等の人数が足りない現場がないか」を十分に検証し、継続的に安定したサービス提供ができる体制を整えるべきである。</p>	<p>各施設の職員体制や事業費等の実態を改めて調査し、必要なサービスを提供するための体制について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（子育てあんしん課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
89	<p>妊婦一般健康診査業務委託【意見25】</p> <p>1 事業の有効性</p> <p>(1) 事業の有効性について</p> <p>健診受診後のフォロー状況について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>妊婦一般健康診査の受診後のフォロー状況について、受診者の人数については、受診した医療機関からの請求書等で把握しているが、母子健康手帳交付対象者名と受診者名を照合する作業を行っていないため、未受診者を特定することができていない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>妊婦一般健康診査は、妊婦の疾病の早期発見・早期治療のために非常に重要なものであり、未受診者を特定できる体制を構築し、未受診者に対して受診を促すようにすべきである。</p>	<p>妊婦一般健康診査の未受診者への受診勧奨をするため、母子健康手帳交付者と受診者を照合するなど、未受診者を特定するための体制の構築について検討し、受診を促してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（母子健康課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
91	<p>平成30年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託（単価契約）【結果08】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>報告書の体裁について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本事業の仕様書では、「寄附金額及び付与ポイントの実績の報告」及び「付与ポイントの受払状況等の報告」と定めがある。</p> <p>寄附金額及び付与ポイントの実績については書面による報告が行われていたが、付与ポイントの受払状況については、システムの画面表示として付与ポイントを閲覧できるというだけで書面による報告が行われていなかった。これは実質的には委託先事業者から報告がなされていないものと言える。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>業務委託に関する報告の網羅性を担保するためにも、仕様書において報告の形態や、報告書の書式、体裁を定めるべきである。</p>	<p>毎月の付与ポイントの実績は、市においてシステムで確認できることから、仕様書において、管理の方法や提出を求める報告書の種類を改めるものとなります。</p> <p>なお、現契約においては、ポイント制は廃止しており、この条文は削除されているものです。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
93	<p>東北絆まつり2018盛岡におけるインバウンド対応PR業務委託【結果09】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>再委任の申請手続について</p> <p>【現状の問題点】 本事業における契約業務の一部である「海外プロモーション」については、実質的にいわて銀河鉄道株式会社に請け負わせていながら、再委任の手続及び市の承諾にかかる書類が残されていなかった。</p> <p>【解決の方向性】 今後は、同様のイベントが実施される際に文書で残すことに留意されたい。</p>	<p>業務委託契約において、契約業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、再委任に係る協議及び承諾の経緯を文書で保存することとし、適正に事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光交流課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
97	<p>平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」【結果10】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>仕様書に定める業務内容について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本事業の仕様書において、委託業務内容として「本市の生産者、食産業事業者等が、食材等を供給するための具体的な方策を提示する」と明記されている。ところが、仕様書に記載されているような具体的な方策について、委託先事業者より提示されておらず、現状では、業務が履行されたとは言えない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>委託業務内容が適切に履行されるようにするためにも、市は、受託者にどのような成果を求めるのかを明確にし、市と受託者双方が納得した内容を仕様書に記載し、業務委託をする必要がある。</p>	<p>指摘のあった「本市の生産者、食産業事業者等が、食材等を供給するための具体的な方策を提示する」という項目については、プロポーザルにおいて第1順位者がそれに代わる案を提案し、審査後の協議において、第1順位者の提案を採用することを双方了承したものでありますが、その旨を仕様書に反映させることに遺漏があったものです。</p> <p>公募型プロポーザル実施要項中の、仕様書の作成に係る規定について、プロポーザル実施後、市と第1順位者との協議のうえ公募時の仕様書を必要に応じて変更できる旨を明確にし、実際の事務手続きにおいても、遺漏が無いよう、複数名の職員による確認を徹底することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
95	<p>平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る異業種連携プラットフォーム整備等支援業務委託」【意見26】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>企画提案書評価書の記入について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>企画提案書評価書への点数の記入について、鉛筆での記入が多数見られた。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>下書きは鉛筆書きでも問題ないが、最終的な評価結果として残すには、不正を防止し、審査の透明性を高めるためにもペン書きとすべきであろう。</p>	<p>企画提案書評価書への点数の記入については、必ずペンを用いてインク書きにするよう、審査の都度審査員に周知徹底するとともに、回収時に担当職員が確認し、鉛筆書きのものがあつた場合には改めて審査員にペンで書くように依頼することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
98	<p>平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」【意見27】</p> <p>1 事業の有効性 (1) 事業の有効性について</p> <p>事業の検証の文書化について</p> <p>【現状の問題点】 事業遂行後に市として事業の検証は行っており、その検証結果は次年度に実施される委託事業の仕様書に反映させているとのことであったが、検証時に議論された内容については文書化されていなかった。</p> <p>【解決の方向性】 事業を円滑にかつ効果的に進めるうえで、事業を行った結果、得られた成果、その原因、必要な改善の検証を適切に行う、PDCAサイクルの「Check」を適切に行うため、さらには、事後の事業の検証可能性を確保するためにも、検証時に議論された内容について文書化すべきである。</p>	<p>例年、翌年度の委託実施方針を策定する前に、その時点では未完了ではありますが、当該年度の事業について検証し、必要に応じて次年度の事業内容に反映させる（あるいはさせない）という協議を行っていることから、今後はその協議内容について文書化し、方針策定の根拠として決裁に添付することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
98	<p>平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」【意見28】</p> <p>2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>企画提案書評価書の記入について</p> <p>【現状の問題点】 企画提案書評価書への点数の記入について、鉛筆での記入が多数見られた。</p> <p>【解決の方向性】 下書きは鉛筆書きでも問題ないが、最終的な評価結果として残すには、不正を防止し、審査の透明性を高めるためにもペン書きとすべきであろう。</p>	<p>企画提案書評価書への点数の記入については、必ずペンを用いてインク書きにするよう、審査の都度審査員に周知徹底するとともに、回収時に担当職員が確認し、鉛筆書きのものがあつた場合には改めて審査員にペンで書くように依頼することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
100	<p>平成30年度年間単価契約道路清掃業務委託【結果11】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>貸与車両の車検時期の再検討について</p> <p>【現状の問題点】 委託先事業者に貸与している路面清掃車の車検時期について、毎年4月に車検を受けていることから、雪解け時期で道路清掃が特に必要な時期と考えられる4月に道路清掃作業を実施できていない。</p> <p>【解決の方向性】 車検時期を前倒しすることで対応可能であることから、早急に清掃業務の実施時期を見直すことが必要である。</p>	<p>4月に道路清掃作業を実施できるよう、車検時期の調整を行ってまいります。</p> <p>(道路管理課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
106	<p>平成30年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その3【結果12】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の積算方法について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>予定価格が過少に算定されており，現実と乖離したものとなっている。予定価格の積算が現実と乖離した場合，事業者に過度な負担を求めることや，業務の安定的な実施に影響を与えるおそれがある。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>予定価格の積算にあたっては，仕様書上の要請や業務実態を踏まえて適切に実施する必要がある。</p>	<p>仕様書上の要請や業務実態を踏まえた予定価格の積算については，令和元年度の契約に係る見積り合わせから，適切に実施しているものです。今後も，適正な取扱いに努めてまいります。</p> <p>なお，監査人ご指摘の「平成30年度契約時の見積合わせにおいても，61者を指名した結果，落札した1社のみが応札している」については，指名ではなく幅広い業者の参加資格を認めたものであり，結果として応札は1社のみとなったものであります。</p> <p style="text-align: right;">（交通政策課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
101	<p>平成30年度年間単価契約道路清掃業務委託【意見29】</p> <p>2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>車両の老朽化対策について</p> <p>【現状の問題点】 委託先事業者に貸与している路面清掃車は老朽化が進んでおり、交換部品の調達も困難となりつつあるとのことである。現在、貸与用の路面清掃車はこの1台しか所有しておらず、これが使用できない場合には直ちに道路清掃業務に支障を来す恐れがある。</p> <p>【解決の方向性】 当該車両は特殊車両であり購入価格は高額であることから、老朽化対策を事前に検討しておく必要がある。</p>	<p>リースによる賃借も含め、調達方法及び調達時期について、今後検討を進めてまいります。</p> <p>(道路管理課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
103	<p>道路除排雪業務委託【意見30】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>今後の除排雪業務委託にかかる実施方法の再検討について</p> <p>【現状の問題点】 本件業務委託は、事業者側にとっては業務時期が限られる一方で、通年で除排雪用機械及び労働力の確保等を行う必要があることから、受託希望者の確保が困難な状況にあり、競争入札に付していない。</p> <p>【解決の方向性】 委託単価の水準等だけではなく、委託方法等も含めた見直しが必要となる。複数の業務を包含することによる業務の通年化や複数年度契約等も有用であると考え。安定的な除排雪業務を発注し得るよう、委託の実施方法について、あらためて検討することが必要である。</p>	<p>道路管理に係る除排雪業務を含めた複数の業務を包括する委託契約及び複数年契約について、他自治体の事例等を参考とし、委託実施方法を検討してまいります。</p> <p>(道路管理課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
108	<p>平成30年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その3【意見31】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の積算における間接費相当額の積算方法について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>予定価格の積算における社会保険費の算定について、現在の算定方法は、健康保険料や雇用保険にかかる法定保険料率を直接業務費にかける方法としている。業務費全体に対する平均的な社会保険費相当額の割合等を把握していない以上は、労務費に法定保険料率をかける形にすることが合理的である。また、当該業務を遂行するにあたり、委託料の中に間接費相当分が含まれていないのは現実的ではない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>社会保険費を算定する際の対象を見直すとともに、一定の間接費相当額を考慮することが望ましいものとする。</p>	<p>予定価格の積算における間接費相当額の積算については、令和元年度から社会保険費を計上しておりますが、労務費に法定保険料率をかけるよう、今後適正に算定するとともに、現場管理費等間接費の算定方法についても検討してまいります。</p> <p>(交通政策課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
109	<p>平成30年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その3【意見32】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>新たな契約方法の検討について</p> <p>【現状の問題点】 この数年にわたり現行の受託事業者のみが応札する状況が続いており、当該事業者が業務を実施できない場合には、業務自体の実施に支障が生じることとなる。放置自転車等の警告台数や撤去台数等自体が少ないため、本事業単独では、民間事業者の採算ベースに合っていない可能性がある。</p> <p>【解決の方向性】 単価設定のほか、公園道路等清掃業務委託など他の委託業務等と一括して発注すること等により、業務の規模から生じる採算性の問題の解決を検討することも有用と考える。</p> <p>将来にわたり安定的に放置自転車等の撤去業務等を継続することを目的として、全市的な視点で、新たな契約方法を検討することが望まれる。</p>	<p>本業務につきましては、公園道路等清掃業務委託との一括発注は、作業内容や頻度等からも難しいことから、採算性を考慮した実施方法の研究や、指定管理者による対応の可能性を検討するとともに、他都市の同様な業務委託の事例調査も行い、新たな契約方法について検討してまいります。</p> <p>(交通政策課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
118	<p>（仮称）新盛岡バスセンター整備に関する調査業務委託【結果13】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>再委託内容の検証について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>再委託部分における人件費について、委託先事業者が積算した直接人件費が、市が積算した金額の約2.4倍となっているが、市は、再委託部分については民間事業者間の契約であるため、特に問題ないものと認識している。</p> <p>また、再委託の承認に関して、承認の起案はされていたが、承認にあたっての具体的な検討状況の文書化はされていなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>再委託の承認にあたっては、再委託部分の市の積算と委託先事業者の積算が大きく異なる場合には、詳細に検討し、合理的な理由があることを確認することが必要であり、さらには、事業実施後の検証可能性を確保するためにも、その理由について文書化することが必要である。</p>	<p>本ケースは、本事業を委託先事業者を代理人とする公民連携として推進するに当たり、市が委託先事業者に発注した業務委託について、委託先事業者が事業推進を図るために、第三者へ既に発注していた別の業務委託の成果の一部を使用したいとして、下請負承諾願の提出があったものです。</p> <p>委託先事業者が既に発注していた別の業務委託には、下請負承諾願に記載の下請負部分だけでなく広範な業務が含まれており、それを含めて直接人件費を積算したため、市と委託先事業者の直接人件費に大きく開きがあったものです。</p> <p>今後、同様のケースでは、積算内訳を提出させるとともに、合理的な理由を確認した上で承認するものとし、事業実施後の検証可能性を確保するため、その理由を下請負承諾願に添付し文書化することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（まちなか整備室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
112	<p>遊具施設点検（その1）業務委託【意見33】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>点検結果の判断基準を統一化する方策の検討について</p> <p>【現状の問題点】 当該業務は、市内を2つのエリアに区分した上で各々事業者を選定し、当該事業者が点検業務を行っている。</p> <p>平成30年度においては、委託先事業者（A）の点検結果の判定に疑義が生じ、もう一方のエリアを担当した委託先事業者から意見を聴取したところ、Aとは異なる判断となる可能性があるとの見解が出された。</p> <p>【解決の方向性】 最終的な判断は、市が現地確認や委託先事業者からの聞き取り等を行った上で実施することになるが、例えば「事故発生の可能性が高い」と判断されたものについては、判断した根拠を説明する文書の提出を求めることを仕様書に明記する等、市が委託先事業者の判断を容易に確認できるようにする必要がある。また、少なくとも委託先事業者間における判断基準が統一されていることが求められ、判断に際して注意を要するような事案が生じた場合には、もう一方の委託先事業者にも情報提供するとともに、市担当者間での引継ぎのためにも、事例集等の形で記録を取り纏めておくことが望ましい。</p>	<p>今後において、当該業務を発注する場合は、「事故発生の可能性が高い」と判断された遊具に係る判定根拠資料を提出する旨を仕様書に明記することといたします。</p> <p>また、今後、同様の事案が生じた場合は、もう一方の受注者に情報提供及び意見聴取を行うとともに、事例集等として記録を残し、市担当者間の引継ぎを徹底していくことといたします。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
117	<p>（仮称）新盛岡バスセンター整備による中心市街地活性化のための基盤整備検討調査業務委託【意見34】</p> <p>2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>企画提案書審査票の記入について</p> <p>【現状の問題点】 企画提案書審査票への点数の記入について、ほとんどの委員が鉛筆で記入していた。</p> <p>【解決の方向性】 下書きは鉛筆書きでも問題ないが、最終的な評価結果として残すには、不正を防止し、審査の透明性を高めるためにもペン書きとすべきであろう。</p>	<p>各委員において、評価を終えた後はペン書きとするよう徹底してまいります。</p> <p>また、評価結果については、担当者以外の者や他の係の者等の複数の者が相互にチェックし、透明性を確保することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（まちなか整備室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
121	<p>平成30年度県費負担教職員研修業務委託【結果14】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性 (2) 業務の実績報告について</p> <p>実績報告書の記載内容の誤りについて</p> <p>【現状の問題点】 法改正により、研修名が「十年経験者研修」から「中堅教諭等資質向上研修」に改められたが、研修業務を受託した岩手県から提出された実績報告書においては、法改正前の研修名のまま記載がなされていた。</p> <p>【解決の方向性】 実績報告書における業務内容については、正確に記載するよう徹底する必要がある。</p>	<p>報告書における事業内容等については、正確に記載されるよう仕様書との突合を徹底してまいります。</p> <p>(学校教育課) (教育研究所)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
124	<p>盛岡市松園地区公民館児童健全育成事業業務委託</p> <p>【意見35】</p> <p>1 事業の有効性</p> <p>(2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>指定管理者制度導入の検討について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>松園児童センターの管理・事業運営と松園地区公民館の児童健全育成事業は同一の事業者が受託しており、その事業内容や目的も関連性があるにもかかわらず、それぞれ市との契約形態が異なっている。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>本事業の対象である松園地区公民館についても、松園児童センターのように指定管理者制度を導入することによって、より経済性や効果を勘案した事業の実施が期待できるのではないかと考えられる。</p> <p>ただし、松園地区公民館の施設内に併設している松園連絡所で取り扱っている証明書等の交付事務は、現行制度上指定管理者に実施させることはできないため、導入を議論する際には市が行う事業をトータルで見て効率化が進むかどうかを検討する必要がある。</p>	<p>指定管理者制度の導入が、関連する証明書等の交付事務や児童健全育成事業を含め、市全体として、事業の効率化につながるかどうか、研究し、導入の可否を検討してまいります。</p> <p>(生涯学習課) (松園地区公民館)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
126	<p>盛岡市都南学校給食センター給食搬送業務委託</p> <p>【意見36】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の設定方法について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本事業では、予定価格の設定において、事業者からの参考見積りを徴しているが、実際の予定価格はこれを参考にしつつも大幅に下回る価格に設定されている。予算執行における経済性の追求は当然に必要なが、その前提としては価格設定が合理的でなければならない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>見積り合わせの段階で事業者と協議するのではなく、予定価格を設定する段階で直近年度に実際に掛かった費用を検討し、これを基にした、いわば実勢価額を反映した参考見積りをもって予定価格の決定に生かすようにするべきである。</p>	<p>契約事務を進めるに当たっては、これまでも参考見積りの内容を十分に検討した上で予定価格を決定しておりますが、今後につきましても、必要となる経費の算定を慎重に行い、予算の編成と予定価格の決定を行ってまいります。</p> <p>(学務教職員課) (都南学校給食センター)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
129	<p>盛岡市都南学校給食センター調理等業務委託【意見37】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>長期継続契約の導入について</p> <p>【現状の問題点】 給食調理を行う本事業は、市側と受託者側双方において長期継続的に契約を行うことのメリットがあると考えられるが、当該事業だけでなく、市においては総じて役務提供にかかる委託事業への長期継続契約が進んでいない現状がある。</p> <p>【解決の方向性】 長期継続契約を行う場合のメリット及びデメリットを検討しつつ、その導入可否を議論されたい。</p>	<p>当該業務を実施する上での長期継続契約の導入の可否について、令和3年度予算編成に向けて検討してまいります。</p> <p>(学務教職員課) (都南学校給食センター)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
132	<p>盛岡市玉山学校給食センター調理等業務委託【意見38】</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>長期継続契約の導入について</p> <p>【現状の問題点】 給食調理を行う本事業は、市側と受託者側双方において長期継続的に契約を行うことのメリットがあると考えられるが、当該事業だけでなく、市においては総じて役務提供にかかる委託事業への長期継続契約が進んでいない現状がある。</p> <p>【解決の方向性】 長期継続契約を行う場合のメリット及びデメリットを検討しつつ、その導入可否を議論されたい。</p>	<p>当該業務を実施する上での長期継続契約の導入の可否について、令和3年度予算編成に向けて、検討してまいります。</p> <p>(学務教職員課) (玉山学校給食センター)</p>